

○幌加内町プロポーザル方式実施要綱

令和5年3月31日訓令第16号

幌加内町プロポーザル方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幌加内町財務会計規則（昭和41年5月16日規則第3号）に基づき、幌加内町が発注する工事、委託等（以下「業務」という。）について第3条に定める業務において、最適な受注候補者を特定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を適用する場合において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 発注する業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術等に関する提案を受け、その審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を選定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 提案者を公募し、その応募者のうち一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ提案者を指名し、その指名を受けた者（以下「指名事業者」という。）から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(対象業務の選定)

第3条 対象業務は、次に掲げる業務のうち、町長が必要と認める業務について行うものとする。

- (1) 技術的に高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務
- (3) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務
- (4) 事業や計画の基本構想、基本計画に関する業務
- (5) 設計から施工まで一括発注する業務
- (6) 標準的な業務の実施手法が定められていない業務
- (7) その他プロポーザル方式に基づき執行することが適当であると町長が認める業務

(実施方法)

第4条 プロポーザル方式の実施方法は、原則として公募型プロポーザル方式によるものとする。ただし、対象業務の性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適さないものであるとき、その他幌加内町プロポーザル方式選考委員会において適当であると認めるときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

(提案資格)

第5条 プロポーザル方式の提案者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 対象業務に係る幌加内町建設工事等競争入札参加資格申請書又は幌加内町物品等購買参加資格申請書（以下これらを「有資格申請書」という。）を提出し、受理されている者
 - (3) 幌加内町競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成12年5月17日訓令第16号）に基づく指名停止の期間にない者
- 2 町長は、前項に掲げるもののほか、対象業務ごとに必要な提案資格を定めることができる。

（選考委員会の設置）

第6条 町長は、プロポーザル方式により受託者を選定しようとするときは、対象業務ごとに幌加内町プロポーザル方式選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副町長
- (2) 委員 委員長が指名した者

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、前項に規定する者のほかに委員を任命することができる。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、対象業務の担当課長等がその職務を代理するものとする。

5 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し委員長が会議の議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 会議は、非公開とする。

9 委員は、委員会の運営において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 選考委員会の庶務は、対象業務等を所管する課において処理する。

（選考委員会の所掌事務）

第7条 選考委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 受託者を選定するための評価基準
- (2) プロポーザル方式の実施方法
- (3) 指名型プロポーザル方式の場合における指名事業者の選定
- (4) 受託者の選定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受託者の選定について必要な事項

2 前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項については、書面による審議に変えることができる。

(公募型プロポーザル方式の実施)

第8条 町長は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を公告、幌加内町ホームページへの掲載その他適当な方法により周知し、提案者を公募するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案者が備えるべき参加資格
- (3) 受託者を選定するための評価基準
- (4) 担当課
- (5) 実施要領の交付期間、交付場所及び方法
- (6) 参加申込書の提出期限、提出場所及び方法
- (7) 提案書の提出期限、提出場所及び方法
- (8) 実施要領等に対する質問に関する事項
- (9) ヒアリングの有無、ヒアリングを実施する場合の予定日その他ヒアリングに関する事項
- (10) その他町長が必要と認める事項

2 前項第6号の参加申込書の提出期限は、同項の規定により公募した日の翌日から起算して7日（幌加内町の休日を定める条例（平成元年12月19日条例第37号）第1条第1項に規定する町の休日（以下「休日」という。）を算入する。）以上を経過した日を指定するものとし、前項第7号の提案書の提出期限は、当該指定した参加申込書の提出期限の翌日から起算して10日（休日を算入する。）以上を経過した日を指定するものとする。

(実施要領の交付等)

第9条 町長は、前条の規定により提案者を公募したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した実施要領を交付し、又は公表するものとする。

- (1) 前条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる事項
- (2) 対象業務の詳細な説明
- (3) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項各号に掲げるもののほか、実施要領において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 前条第1項第6号の提出期限までに参加申込書が到達しなかつた場合又は第11条の規定により提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出できないこと。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成並びに提出に係る費用は、提案者の負担とすること。
- (3) 提出された参加申込書及び提案書は、返却しないこと。
- (4) 提出された参加申込書及び提案書は、提案資格の確認、受託者の選定又は当該事業の範囲内の公表・閲覧、その他町長が必要と認めるとき以外に提案者に無断で使用しないこと。

(5) 提出期限後における参加申込書又は提案書の差し替え又は再提出は認めないこと。

(6) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがあること。

(参加申込書の提出)

第10条 公募型プロポーザル方式において、参加しようとする者は、公募型プロポーザル方式参加申込書（第1号様式）に町長が必要と認める書類を添えて、第8条第1項第6号の提出期限までに町長に提出しなければならない。この場合において、対象業務に係る有資格申請書の提出を行っていない者は、あらかじめ当該有資格申請書を提出し、受理されなければならない。

(提案資格の確認等)

第11条 町長は、前条の参加申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、提案資格を確認し、公募型プロポーザル方式提案資格確認通知書（第2号様式）により当該参加申込書を提出した者に通知するものとする。この場合において、提案資格を有しないことを確認した者については、提案資格が認められなかった旨及びその理由を付して通知するものとする。

2 前項の公募型プロポーザル方式提案資格確認通知書（第2号様式）により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申込者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。なお、書面は前項の通知の日の翌日から起算して7日以内（休日を含める。）に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して10日以内（休日を含める。）に書面により回答する。

(提案書の提出依頼)

第12条 町長は、前条の規定により提案資格を有することを確認した者（以下「提案有資格事業者」という。）に対し、プロポーザル方式提案書提出依頼書（第3号様式）により提案書の提出を依頼するものとする。

(提案資格の喪失等)

第13条 提案有資格事業者の提案資格の確認後において、当該提案有資格事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第5条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 提案書等に虚偽の記載をしたとき。

(受託者の選定)

第14条 町長は、提案有資格事業者から提案書の提出があったときは、選考委員会において第8条第1項第3号の規定により指定した評価基準（以下「評価基準」という。）について調査審議を行い、当該調査審議の内容を尊重し、受託者を選定する。

2 町長は、前項に規定する調査審議を行うに際し、提案有資格事業者が多数あり、

当該調査審議に著しい支障が生じると認められるときは、事前評価等の措置を講ずることができる。

3 町長は、第1項の規定により受託者を選定したときは、プロポーザル方式選定結果通知書（第4号様式）により提案書を提出した者に通知する。

4 前項のプロポーザル方式選定結果通知書（第4号様式）により受託者に選定されなかつた旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができる。なお、書面は前項の通知の日の翌日から起算して7日以内（休日を参入する。）に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受領した日の翌日から起算して10日以内（休日を参入する。）に書面により回答する。

（契約の締結）

第15条 町長は、受託者と対象業務について令第167条の2に規定する随意契約の方法により契約を締結するものとする。

2 町長は、前項の規定による契約の締結に当たっては、受託者と協議のうえ、提案書に係る提案内容の一部を変更することができる。

（指名型プロポーザル方式の実施）

第16条 町長は、指名型プロポーザル方式により受託者を選定しようとするときは、第5条に規定する提案資格を満たす者のうちから、選考委員会の調査審議を経て、指名事業者を選定する。

（指名の通知等）

第17条 町長は、指名事業者を選定したときは、速やかに当該指名事業者に対し、指名型プロポーザル方式指名通知書（第5号様式）及び実施要領により第9条第1項及び第2項に規定する事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた指名事業者は、指定された日までに指名型プロポーザル方式参加承諾・辞退届（第6号様式）により参加の意思表示を行うものとする。

3 町長は、参加を承諾した指名事業者には、プロポーザル方式提案書提出依頼書（第3号様式）により提案書の提出を依頼するものとする。

（手続の準用）

第18条 第13条から第15条までの規定は、指名型プロポーザル方式の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「提案有資格事業者」とあるのは、「指名事業者」と読み替えるものとする。

（著作権）

第19条 この要綱に基づく手続において提出された著作物の著作権は、提出した提案者に帰属するが、当該事業の範囲内において公表・閲覧するとき、その他町長が必要と認めるときは、無償で使用できるものとする。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(幌加内町設計等委託業務に係るプロポーザル方式実施要綱の廃止)
- 2 幌加内町設計等委託業務に係るプロポーザル方式実施要綱（平成25年訓令第17号）は廃止する。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

幌加内町長 様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者氏名

⑩

公募型プロポーザル方式参加申込書

年 月 日付で公告のあった次の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書の募集について参加したいので、幌加内町プロポーザル方式実施要綱第10条の規定により関係書類を添えて申込します。

1 対象業務名

2 幌加内町における有資格申請書の提出状況（※受理されているものに「✓」を記載）

幌加内町建設工事等競争入札参加資格

幌加内町物品委託等競争入札参加資格

※幌加内町建設工事等競争入札参加資格申請又は、幌加内町物品委託等競争入札参加資格申請時に提出した資料を本プロポーザル方式による提案者の選定時に使用することに

同意します

同意しません

3 連絡先 担当所属
担当者氏名
電話番号

第2号様式（第11条関係）

幌
年 月 日
号

商号又は名称

代表者氏名 様

幌加内町長

印

公募型プロポーザル方式提案確認通知書

年 月 日付で申請のありました次の業務に係る提案資格について確認しましたので、幌加内町プロポーザル方式実施要綱第11条の規定により通知します。

業務名

資格を有することを認めます。添付した「プロポーザル方式提案書提出依頼書」により提案書の提出をお願いいたします。

次の理由により、資格を有することを認められません。

理由

※なお、提案資格が認められない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。その場合は、この通知の日の翌日から起算して7日以内（幌加内町の休日を定める条例（平成元年12月19日条例第37号）第1条第1項に規定する町の休日を算入する。）に提出しなければなりません。

第3号様式（第12条、第17条関係）

幌
年 月 日
号

商号又は名称

代表者氏名 様

幌加内町長 印

プロポーザル方式提案書提出依頼書

次の業務について、下記により提案書を提出のうえ、 年 月 日までに提出してください。

業務名

記

- 1 対象業務の詳細な説明、提案書の提出期限、提出場所及び提出方法、受託者を選定するための評価基準は、「実施要領」に記載してありますので参照願います。
- 2 その他

備考

- 1 提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合又は幌加内町プロポーザル方式実施要綱第11条の規定により提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出できません。
- 2 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- 3 提出された提案書は、返却しません。なお、提出された提案書は、提出者に無断で使用しません。
- 4 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。
- 5 提案書の選定の可否については、審査後結果通知書により通知します。

第 4 号様式（第 1 4 号関係）

幌
年 月 日
号

商号又は名称

代表者氏名 様

幌加内町長

印

プロポーザル方式選定結果通知書

貴社から提出のあった次の業務の提案書について、幌加内町プロポーザル方式実施要綱第 1 4 条の規定により選定結果を通知します。

業務名

最適であると選定されました。
契約等の手続については、別途連絡します。

次の理由により選定いたしませんでした。
理由

※なお、選定されない旨の通知を受けた者は、町長に対して書面によりその理由について説明を求めることができます。その場合は、この通知の日の翌日から起算して 7 日以内（幌加内町の休日を守る条例（平成元年 12 月 19 日条例第 37 号）第 1 条第 1 項に規定する町の休日を算入する。）に提出しなければなりません。

第5号様式（第17条関係）

幌 建 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

幌加内町長

印

指名型プロポーザル方式指名通知書

下記業務の提案書募集にあたり、貴社を提案書提出者として指名しましたので、幌加内町プロポーザル方式実施要綱第17条第1項の規定により通知します。

指定日までに、参加承諾・辞退届により貴社の意思表示をしてください。

記

1 業務名

2 業務内容等

3 参加承諾・辞退届提出期限 年 月 日

（期限までに提出されない場合は、辞退されたものとみなします。）

第6号様式（第17条関係）

年 月 日

幌加内町長 様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者氏名

印

指名型プロポーザル方式参加承諾・辞退届

年 月 日付で指名通知のあった指名型プロポーザル方式による提案書の募集
について、次のとおり意思表示します。

業務名

参加を承諾します。

参加を辞退します。